


平成30年度 「歳末謝恩売り出し事業」

事業参加店でのお買い物1,000円ごとに、抽選券を1枚差し上げます。

売り出し期間	平成30年12月14日(金)～12月29日(土)の16日間	
当選番号の決定	抽選券に印字された番号によって抽選を行う。	
当選番号発表日	平成31年1月17日(木)	
賞品内容	松 賞(商品券) 10,000円分(下5桁)・・・10本 竹 賞(商品券) 5,000円分(下3桁)・・・20本 梅 賞(商品券) 1,000円分(下2桁)・・・200本 福 賞(商品券) 500円分(下2桁)・・・800本 寿 賞(お米券) 3枚分(下5桁)・・・50本	
	※この賞品内容は、抽選券が20,000枚配布された場合です。	
賞品引き換え期間	平成31年1月17日(木)～1月31日(木) ※土・日を除く。 午前9時～午後5時	
賞品引き換え場所	新得町商工会館・新得町商工会屈足事務所(陶芸センター内) ※屈足事務所は、1月18日(金)のみ引き換えできます。 午後1時～午後5時	
当選番号掲示場	参加店頭・商工会館・商工会ホームページ(http://www.shintoku-cci.jp)	




経営計画作成セミナー・個別相談会のお知らせ

～ 受講料・相談料は無料です ～

「後世に繋げるための経営計画・事業計画」

経営計画作成セミナー(全2回)

■日 時	1回目:平成30年12月18日(火) 18:30～20:00 2回目:平成31年 1月 8日(火) 18:30～20:00	
■定 員	両日とも20名(先着順)	
■場 所	新得町商工会 2階研修室	
■講 師	㈲ケイ・エス・シー代表 中小企業診断士・ITコーディネーター 笹山 喜市 氏	

経営計画作成に関する個別相談会(全2回)

■日 時	1回目:平成30年12月19日(水) 午前の部 10:00～12:00 2回目:平成31年 1月 9日(水) 午後の部 13:00～15:00
■定 員	両日とも4名(先着順) ※お一人様約60分の相談時間
■場 所	新得町商工会 2階研修室
■講 師	㈲ケイ・エス・シー代表 中小企業診断士・ITコーディネーター 笹山 喜市 氏

※詳細・申込は、別紙折込をご覧ください。

平成30年分 所得税(源泉徴収)における留意事項等について



1. 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

配偶者控除の額が所得者本人の合計所得金額に応じた額に改正され、合計所得金額が1,000万円を超える所得者については、配偶者(特別)控除の適用を受けることはできないこととされました。また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、その控除額が改正されました。

2. 各種申告書等の様式変更

(1) 給与所得者の配偶者控除等申告書の改正

平成29年分の「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が平成30年分から「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められました。

(2) 源泉徴収簿の様式変更

源泉徴収簿の⑮欄の「配偶者特別控除額」が「配偶者(特別)控除額」に改められました。

また、⑯欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」が「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に改められました。

(3) 給与所得者の扶養控除等申告書等の様式変更

平成29年分の「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」や「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」については、「控除対象配偶者」を記載することになっていますが、平成30年分の各様式については、「源泉控除対象配偶者」を記載することとされました。

3. 保険料控除申告に添付する証明書の範囲の改正

保険料控除申告書に添付すべき生命保険料控除及び地震保険料控除に関する証明書の範囲に、電磁的記録印刷書面(電子証明書に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付された出力書面)が加えられました。

4. 復興特別所得税の計算

所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年(2037年)12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税と併せて国に納付しなければなりません。

※詳細等は、国税庁が発行している「平成30年分年末調整のしかた」、「国税庁ホームページ」(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

講習会のお知らせ

「消費税の軽減税率対策について」

日 時	平成30年12月10日(月) 19:00～20:30
場 所	新得町商工会 2階研修室
講 師	税理士法人 アンビシャスパートナーズ 税理士・中小企業診断士 吉田 聡 氏

